

日立市印鑑条例及び日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市印鑑条例及び日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年9月7日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、利用者証明用電子証明書の利用に係る規定を改める等のため、本条例を制定するものであります。

日立市印鑑条例及び日立市手数料条例の一部を改正する条例

(日立市印鑑条例の一部改正)

第1条 日立市印鑑条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、」を「利用者証明用電子証明書（」に、「利用者証明用電子証明書を記録したものに限る」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう」に改める。

(日立市手数料条例の一部改正)

第2条 日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第1項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」を「利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書及び同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改め、同表第4項を次のように改める。

<p>4 戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写し交付手数料</p>	<p>1 通</p>	<p style="text-align: right;">200</p> <p>ただし、利用者証明用電子証明書及び端末機を利用して交付を受ける場合は、1通につき150円とする。</p>
-------------------------------------	------------	---

別表1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第5項、第12項、第16項及び第17項中「個人番号カード」を「利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中日立市手数料条例別表1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第4項の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。